

令和5年11月24日（金曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和5年11月24日（金曜日）

出席委員（5名）

委員長 平吹俊雄君

副委員長 櫻井功紀君

委員 山岸三男君

柳田政喜君

村松秀雄君

欠席委員（なし）

議長 鈴木宏通君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐野 仁 君

企画財政課長 高橋 憲彦 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂 君

令和5年11月24日（金曜日） 午後1時26分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議会11月会議について

1) 議案等について

行政報告2件

議案 9 件（条例 3 件、補正予算 6 件）

2) 会議の期間及び議事日程について

期間 11 月 27 日（月） 1 日間

3) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午後1時26分 開会

○委員長（平吹俊雄君） 定刻より4分ほど、3分ほど早いですが始まってよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは議会運営委員会を開催いたします。

その前に、先日22日の庄内町研修、大変御苦労さんでございました。特に、局長には行き帰り往復6時間の運転大変御苦労さんです。大変お疲れになったことではないかなと、こう思っているところでございます。11月、12月と会議が数多くなっております。定例会が来月ということで、これから11月末につきましてはかなり会議が立て込んでいるというようなところでございます。どうか風邪を引かず、インフルエンザが蔓延しているというところでございますので、体は十二分に注意していただきとっております。それでは、進ませさせていただきます。

当委員会は全員出席ですので委員会は成立しております。

それでは早速ですが、議長からの諮問ということで、1) 番目、議案等について御説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 本11月会議におきましても、よろしくお願ひ申し上げます。着座にて失礼いたします。

最初に報告2件でございます。こちらはいずれも損害賠償の額を定め和解することについての案件でございます。

まず1点目、報告第16号でございます。議案書につきましては1ページから、資料編につきましては1ページでございます。

令和5年9月26日午後2時40分頃、美里町立不動堂中学校体育館側通路において、同校の教員が相手方が所有する車両に車椅子を積み込もうとした際、助手席側後部スライドドアに車椅子をこすらせ損傷させました。この事故後、今後は駐車場等での安全確認を徹底し、再発防止に努めるよう教職員に注意を行っております。この物損事故による損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定により御報告申し上げます。

2点目につきまして、報告第17号について説明させていただきます。議案書につきましては3ページから、資料編につきましては2ページでございます。

令和5年10月26日午後2時30分頃、美里町立北浦小学校職員駐車場において、同校の業務員が刈払機により除草作業をした際、飛び石を発生させ、相手方が所有する車両の助手席側後部座席の窓ガラスを損傷させました。事故後、今後は除草作業の際の安全確認を徹底し、再発防

止に努めるよう業務員に対し注意を行っております。この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

報告については、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第16、17号を御説明ありましたが、皆様から何かございますか。副委員長。（「休憩して」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時39分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

報告16、17よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、議案第16号御説明お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第16号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては5ページから、資料編につきましては3ページからになります。

人事院は、令和5年8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の期末手当の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の期末手当の改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.4月分と改定しております。本町におきましても国に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

なお、令和5年11月14日に開催した美里町特別職の職員の報酬等審議会に、議会の議員の期末手当の支給月数を国に準じて改定することについて諮問したところ、当審議会から異議がないとの答申を受けております。詳細につきましては会議当日、私のほうから御説明申し上げます。

内容については以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第16号、御説明ございました。皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは次に、議案17号をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第17号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

内容につきましては、議案第16号と同じでございます。

本町におきましても国に準じ、町長、副町長及び教育委員会教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

なお、令和5年11月14日に開催した美里町特別職の職員の報酬等審議会に町長等の期末手当の支給月数を国に準じて改定することについて諮問したところ、当審議会から異議がないとの答申を受けております。こちらも詳細につきましては会議当日、私のほうから御説明申し上げる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第17号、御説明ありました。皆さんから何かありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、ちょっと休憩しまして。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは次に議案第18号御説明ください。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第18号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては7ページから、資料編につきましては9ページからになります。

人事院は、令和5年8月7日に国会及び内閣に対し国家公務員給与改定に関わる勧告を行いました。本町においては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきており、このたびも人事院勧告に準じて町の一般職の職員の給料月額、期末勤勉手当の支給月等について改正を行うものであります。また、職員の処遇改善のため令和6年4月から給料表を改めるものであります。

詳細につきましては会議当日、私のほうから御説明申し上げる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案18号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） この概要の1番に、初任給大卒が1万1,000円でその後すぐ高卒1万2,000

円になっている。今、短大とか専門学校とかはここには入らないんですか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、給料表につきましてその学歴とあと経験年数によって調整する制度がございます。こちらによって短大卒等について、職員の採用試験で初級、上級とかあるんですけれども、それを調整額として調整する、それで運用しております。（「なるほど、分かりました」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。それでは、副委員長。

○副委員長（櫻井功紀君） この3件とも総務課長さんが説明なさるそうですが、一番最後のこの職員のやつ、あまり詳しく要らないから。細かいところ要らないから、見てきているから、よろしく頼むから。

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。あまりはしらないように。

そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは次に移ります。

議案第19号をお願いいたします。企画課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは議案第19号につきまして、私のほうから説明させていただきます。

令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）でございます。

議案書は36ページ、資料のほうは17ページとなっております。

まず、予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,253万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,372万2,000円といたしました。歳出のほうの説明について続けて説明させていただきますので、49ページ50ページをお開きください。

今回の補正予算の主なものにつきましては先ほど総務課長からも説明ございましたが、人事院勧告等に伴う人件費の増減が主なものでございます。ですので、それ以外のものにつきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、51ページ、52ページを御覧いただきたいと思っております。

2款総務費でございますが、総務費合計で879万円追加してございますが、1項の総務管理費の10目諸費でございますが、こちらのほうに定住促進補助金といたしまして1,310万円追加させていただいております。

続きまして3款に飛びますが、民生費のほうでございますが、こちらのほう1,877万8,000円

を総額追加してございますが、57ページ、58ページを御覧ください。

2項の児童福祉費の4目保育所費でございます。こちらのほうのなんごう保育園施設管理のほうで施設修繕といたしまして28万8,000円を追加してございます。

続きまして、4款に移ります。衛生費でございますが、衛生費全体では969万4,000円減額いたしておりますが、61ページ、62ページをお開きください。

こちらの2項の清掃費の塵芥処理費のほうで、大崎地域広域行政事務組合ごみ処理費負担金といたしまして24万円を追加させていただいております。

歳出のほうの説明については以上でございますが、歳出のほうに移りたいと思います。歳入です。すみません、歳入のほうに移りたいと思います。47ページ、48ページをお開きください。

17款の寄附金でございます。こちらの1項寄附金2目ふるさと応援寄附金でございますが、こちらのほうに企業版ふるさと応援寄附金といたしまして100万円追加いたしました。

18款繰入金でございますが、こちらのほう2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金といたしまして1,153万5,000円を追加してございます。

歳入は以上でございます。

42ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算本文第2条関係でございますが、第2条といたしまして債務負担行為の補正を上げさせていただいております。こちらのほうに議会会議録調製及び会議録公開業務委託料といたしまして、令和6年度から令和8年度まで1,188万円の債務負担行為を追加させていただいております。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第19号御説明ありました。何かありますか。

ちょっと休憩。

午後1時52分 休憩

午後2時01分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

議案第19号、そのほかにございませつか。（「なし」の声あり）

それではないようですので、議案第20号御説明お願いたします。企画課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） 続きまして、議案第20号の説明をさせていただきます。

令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、議案書につい

ては75ページ、資料については18ページになります。

こちらの予算本文第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,126万1,000円といたしました。こちらの補正につきましては、先ほど来お話に出ておりますが、人事院勧告に伴いまして12月賞与の期末手当の追加を行うものでございます。

歳出につきましては87ページ、88ページに記載してございますが、4款保健事業費の1項保健事業費1目疾病予防費のほうで会計年度任用職員の期末手当7,000円を追加いたしました。

歳入については85ページ、86ページになります。5款繰入金に7,000円追加させていただきまして、財政調整基金繰入金として7,000円こちらのほうを追加いたしております。

以上で説明を終わらせたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第20号、御説明ありました。ないですね。（「なし」の声あり）

続きまして、議案第21号御説明お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） 同じく議案第21号令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算の第2号でございます。議案書は89ページ、資料が19ページになります。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、総額27億2,351万6,000円といたしました。こちらのほうも人事院勧告による12月賞与の期末手当の追加に伴うものでございます。

歳出のほうは101ページ、102ページに記載しているとおりでございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のほうに会計年度任用職員の期末手当7,000円を追加してございます。

歳入につきましては99ページ、100ページでございます。7款繰入金の1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金として事務費等一般会計繰入金で7,000円を追加してございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第21号について御説明ございました。ありませんね。（「なし」の声あり）

続きまして、議案第22号御説明お願いいたします。企画課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） 議案第22号でございます。令和5年度美里町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

議案書は103ページ、資料のほうは20ページになります。

今回は収益的収支、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についての補正予算となっております。第2条のほうで、予算第3条に定めた収益的収支の支出について申し上げます。

106ページ、107ページをお開きください。

1 款水道事業費用として57万5,000円減額してございます。こちらのほうは1 項営業費用の1 目原水及び浄水費のほうの職員人件費で9万9,000円追加してございます。2 目配水及び給水費で職員人件費88万6,000円減額しております。4 目業務費に職員人件費30万円を追加しております。5 目総係費で職員人件費8万8,000円減額いたしました。こちらのほうにつきましても人事院勧告に伴う人件費の過不足額を補正したものでございます。これらによりまして収益的支出合計を7億3,435万6,000円といたしております。

第3条のほうで予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について併せて補正をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第22号御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に移ります。議案第23号お願いいたします。企画課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは議案第23号令和5年度美里町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

議案書は108ページ、資料が21ページでございます。

こちらにつきましても職員の人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費の変更ということで、収益的収入及び支出の予定額を補正しております。

その内容につきましては、111ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のほうでございます。

1 款の病院事業費用に1,282万8,000円追加いたしております。1 項の医業費用の1 目給与費で1,282万8,000円でございます。これによりまして、病院事業費用合計を7億7,434万6,000円といたしております。

第3条といたしまして、予算第8条に定めた経費を補正してございます。

以上、補正予算について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第23号御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

休憩します。

午後 2 時 0 9 分 休憩

午後 2 時 0 9 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

続きまして、議案第24号お願いいたします。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案第24号令和5年度美里町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

議案書は112ページ、資料が22ページでございます。

こちらにつきましては収益的収支、資本的収支、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金についての補正予算というふうになってございまして、113ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第2条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

1款公共下水道事業収益に41万3,000円追加してございます。こちら2項で営業外収益の2目他会計補助金として41万3,000円追加したものでございます。

続きまして2款農業集落排水事業収益に34万9,000円追加いたしました。こちら第2項の営業外収益の1目他会計補助金に34万9,000円追加したものでございます。これらによりまして収益的収入合計を9億9,877万円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。

1款公共下水道事業費用に41万3,000円追加しております。第1項の営業費用の5目総係費に41万3,000円追加しております。

続いて、2款農業集落排水事業費用に34万9,000円を追加いたしました。こちらは第1項の営業費用の4目総係費に34万9,000円追加しております。これらによりまして、収益的支出の合計を9億6,385万1,000円としております。

次に第3条になります。予算第4条に定めた資本的収支の支出について申し上げます。

1款公共下水道事業資本的支出で273万9,000円減額いたしております。こちらのほうは1項建設改良費の4目建設諸費で273万9,000円減額したものでございます。

2款農業集落排水事業資本的支出のほうで60万9,000円減額しております。こちら1項の建設改良費の4目建設諸費で60万9,000円減額したものでございます。

職員人件費の内容につきましては、人事院勧告等による過不足のほうを補正したものでござ

いまして、これらによりまして資本的支出合計を14億8,405万5,000円といたしております。

以上の補正に伴いまして第4条で予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条といたしまして予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第24号御説明ありました。

皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようです。よろしいですか。

これら議案等についてという報告2件、議案9件ですね。今執行部から御説明ありました。

そのほかに何か皆さんからありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これで議案については以上ということになります。

大変御苦労さんでございました。

それでは次に2) 番目、会議の期間及び議事日程についてお諮りいたしたいと思えます。事務局から御説明。このとおりでいいですか。

期間は11月27日月曜日1日間ということでございますが、これでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、期間及び議事日程については以上のとおりといたしたいと思えます。

次に、3) 番目、陳情、要請等について御説明をお願いします。

○事務局長（佐藤俊幸君） 今日お手元にお配りをしてございます。1件これは10月中に郵便で送られてきたものでございます。

題名につきましては、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一律最低賃金制度の確立を求める政府に対する意見書採択の陳情書ということでございます。よろしく願います。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま3) 番目陳情でございますが、1件でございますが、これ読みますか。

暫時休憩いたします。再開は25分ですか。25分。

午後2時16分 休憩

午後2時22分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 大体大丈夫ですか。

それでは、この陳情について、どのようにしますか。（「配付のみでよろしいんじゃないかと思うのですが」の声あり）配付のみという人もございます。そのほかに。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 所管の常任委員会のほうに判断をお任せするのがいいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時25分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

ただいま配付のみ、あるいは関係する常任委員会という意見がございました。そのほかにご
ざいませつか。副委員長。

○副委員長（櫻井功紀君） 私も配付だけでいいと思いますよ。これは各自治体で一斉に來てい
るわけです。県内というかね。全国だかどうだかそこまでは分らないけれど、当議会で配
付のみでいいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 今、副委員長から配付のみということですが、ただ、今山岸
委員からも話ありましたけれど、この一律とか、あるいはここにかかっている社会保険の負担
の引下げとかは、やはり低所得のそういう方々からはかなり厳しい面があるようなので、だか
らやはりその負担というのも考えなければならならぬのかなと思っているんです。私として
は、やはりやるかやらないかは別にして、関係する常任委員会でこれを配付のみするか、ある
いは意見書出すか、その辺は関係する委員会に任せたいと思いますがどうですか。結論はそこ
でお願いしたいと思ひます。

よろしいですか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） そうしますと、ここで議運の中でこの陳情書の取扱いとしては常任委員
会に付託というか、その取扱いとして常任委員会で検討してくれと。それを、そうすると今
度の12月議会か11月議会に結論を出す。（「どうせならそこで」「その後でもいいですよ」
の声あり）常任委員会あえて招集かけて開いて協議しなくちゃならないことになるわけですよ。

（「いや、それは委員長次第で」の声あり）ここで、議運でこの陳情に関しては常任委員会に
委託というか付託したいという議運での結論であれば、今回のこの陳情書はこの11月には出さ
ないということね。（「いや、12月議会では出さない」「出せない」「間に合わない」の声あり）
まず常任委員会。（「そのまま預かり、議運で預かり」「配付だけは」の声あり）配付だ
けはするんだ。（「配付だけしてその中で」の声あり）この陳情書一覧は配付はするけども、

議会は扱いは一応常任委員会に付託するという。（「付託というか検討して」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午後 2 時 2 8 分 休憩

午後 2 時 3 2 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

陳情の案件につきましても処理方法については、担当常任委員会で検討するというごこと
願いたいと思います。

次に、その他ということですが、執行部から。訂正、事務局からありますか。

○事務局長（佐藤俊幸君） その他なんですけれど、月曜日全員協議会ありますが、そこで配
当金って言うんですか、全国町村互助会で加入されている保険ですね、その配当割戻金があり
ます。それと同時に加入していない人にはその加入相当額の分の返還がございますので、そちら
お金とそれから先日の大崎広域の交流会の懇親の部に参加されなかった方に相当額が、こちら
のほうの返還をする予定になってございます。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局からの説明のとおりでございます。

休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分 休憩

午後 2 時 5 6 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

その他ということですが、吉田二郎議員の祝賀会、それから忘年会は以上のとおり
でございます。

そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければこれで閉めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは閉会の挨拶、副委員長。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも長時間にわたり御苦労さまでございます。

11月会議は来週の月曜日ですね。議案は人事院勧告によるものが主なものでございますので、
よろしく審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 5 7 分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和5年11月24日

委員長